

買い物サービス支援事業費補助金交付事務取扱要領

- 1 買い物サービス支援事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 10 号）及び買い物サービス支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第 2 条第 2 項の「連携」とは、補助対象事業者と連携事業者との関係が単なる代行関係ではなく、共同で事業を実施し、各事業者の強みが活かされることで相乗効果が発揮される関係のことをいう。
- 3 次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。
 - (1) 補助事業者の人件費
 - (2) 土地の購入に係る経費
 - (3) 土地及び建築物の取得に伴う補償に係る経費
 - (4) 各種許認可の申請に要する経費
 - (5) 飲食・物品（景品）の提供に要する経費
 - (6) その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費
- 4 補助事業者は、商工団体等と十分な連携のもとに事業を実施するとともに、市町村は、事業実施にあたっては、補助事業者に対して十分な指導・助言を行うとともに、補助事業の効果が十分あがるよう協力すること。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。